業種(解体工事)の考え方について

建設工事の種 類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省 告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3 日 建設業許可 事務ガイドライ ン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器 具・建設資材等の重量物 の運搬配置、鉄骨等の組 立て、 <u>工作物の解体</u> 等を 行う工事 ロ)~ハ)(略)	イ)とび工事、ひき工事、足場等 仮設工事、重量 物の揚重運搬配 置工事、鉄骨組 立て工事、コンク リートブロック据 付け工事、工作 物解体工事 ロ)~ハ)(略)	(略)
<u>解体工事</u>	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

平成28年6月1日から施行。

解体工事の業種区分の考え方

建築一式工事

解体工事

各専門工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、 同じ敷地内に新たにビル を建設する工事を一体で 請け負う工事 家屋等の解体工事

家屋等の工作物を 解体する工事 信号機の解体工事

元請が信号機のみ を解体する工事。 →電気工事に該当





